

## [目的]

- 土地の改変に関し、無届けの事案、届出済み箇所での新たな違反行為を早期に把握、対応するため、継続的な監視を実施

## [今まで]

- ・法指定地域の監視・指導対象は、県によるパトロール
- ・法規制対象外の監視・指導は、規制条例を制定した市町村が個別に対応

## [これからは]

	要調査箇所の抽出	違反行為への対応
■法指定地域※1 法令に基づき県が監視	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村からの情報提供を円滑に把握</li> <li>○県北部地域(五條市下市町以北)の衛星写真を活用 →無届け事案、改変事案を早期に把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事案の早期把握による早期 (改変が小規模な状態) の対応</li> </ul>
■法規制対象外 市町村条例※2による監視	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県が入手した衛星写真を活用し、条例を制定している市町村へ、改変箇所の情報を提供</li> <li>○市町村による確認・通報情報を県と共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県のノウハウや他市町村事例を活用した支援 (県職員を適宜派遣)</li> </ul>

※1 法指定地域

法律	面積要件	県所管課
森林法	10,000m <sup>2</sup> ~	森林整備課
宅造法	500m <sup>2</sup> ~	建築安全推進課
都市計画法	500m <sup>2</sup> ~	建築安全推進課
農地法	要件なし	担い手・農地マネジメント課
砂防法	"	砂防・災害対策課
急傾斜地法	"	"
地すべり等防止法	"	"

←改変情報の提供  
技術的助言→

※2 市町村条例

市町村 (施行時期)	面積要件
宇陀市(H19. 10)	1,000m <sup>2</sup> ~
葛城市(H24. 4)	"
天理市(H25. 7)	"
平群町(H 9. 4)	500m <sup>2</sup> ~
御杖村(H15. 6)	"
高取町(H22. 4)	"
<b>奈良市(R 2. 4)</b>	